

Ⅲ 中央児童相談所

中央児童相談所

1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関である。本県には、中央、七尾の県2箇所に加え、平成18年4月から金沢市が開設した市1箇所の計3箇所の児童相談所が設置されている。県の児童相談所は、主として次の業務を行っている。

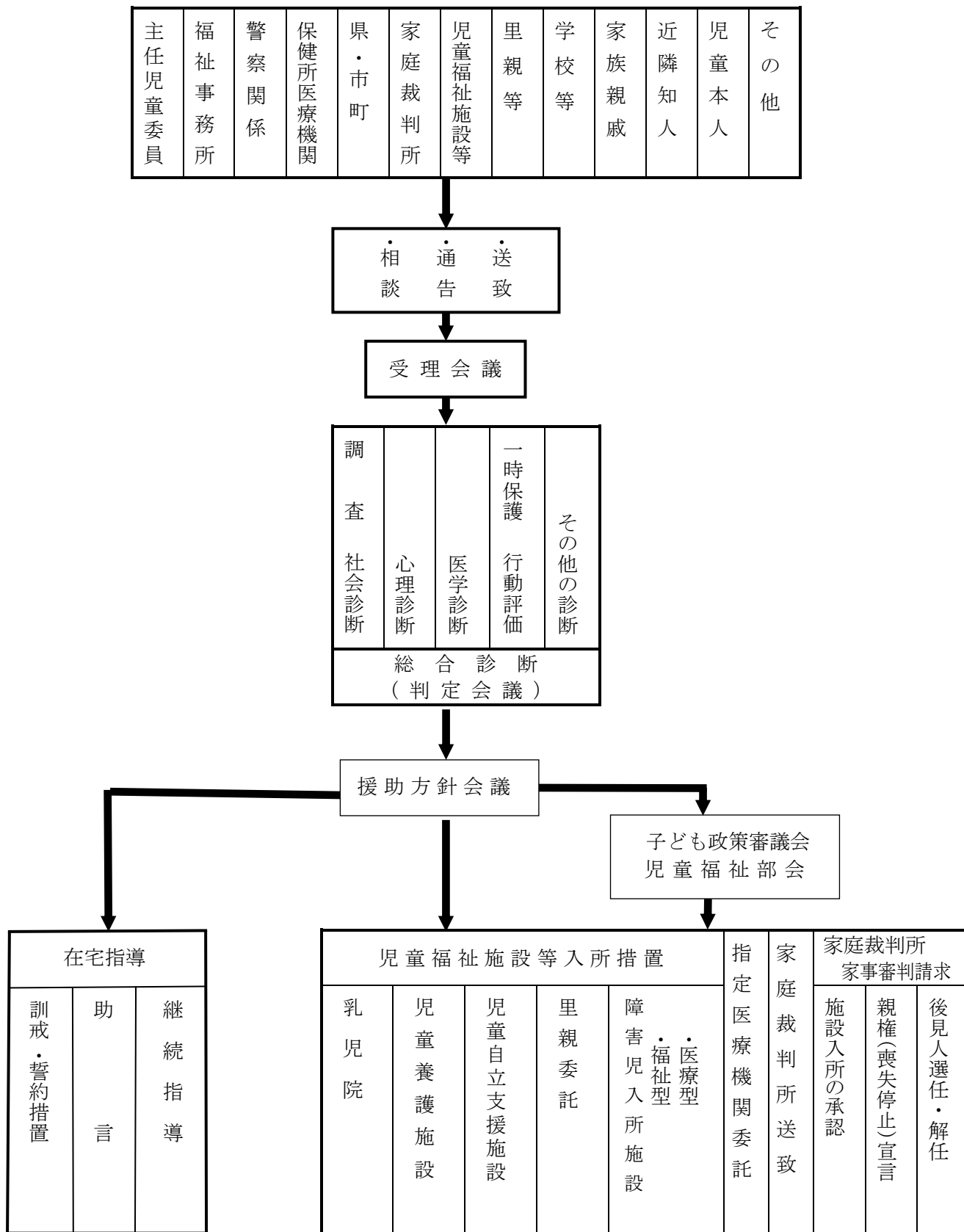
- (1) 市町の児童の福祉に関する業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づいて必要な指導を行うこと。
- (4) 必要に応じて、巡回して(2)～(3)の業務を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行うこと。

2 相談の種類

相談の種類は、その内容によって、次の15の相談種別に分類される。

相談種別		内容
養護	養護相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難な児童や棄児、迷子、虐待を受けた児童等環境に問題を持つ児童及び養子縁組に関する相談
保健	保健相談	未熟児、虚弱児、小児ぜんそく、その他の疾患を有する児童に関する相談
心身障害	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れを持つ児童に関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害を持つ児童に関する相談
	言語発達障害等相談	音声や言語の機能障害、言語発達遅滞を持つ児童に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害を有する児童に関する相談
	発達障害相談	発達障害もしくは発達障害と同様の症状を呈する児童に関する相談
非行	ぐ犯行為等相談	虚言、浪費、家出、乱暴、性的逸脱等の問題行動に関する相談
	触法行為等相談	刑罰法令に触れる行為のあった児童に関する相談
育成	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を持つ児童に関する相談
	不登校相談	登校(園)できない、してない状態にある児童に関する相談
	適性相談	進学や職業の適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	幼児のしつけ、遊びに関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

3 児童相談の流れ



4 管内の状況

(1) 管内の状況

(人口、世帯数は、平成30年4月1日現在、児童人口は平成29年10月1日現在)

中央 児童 相談 所	市町名		人口(人)	世帯数	児童人口(人)	相談受付件数
	小松市		106,658	39,528	17,617	221
	加賀市		65,287	25,042	9,162	103
	かほく市		34,414	12,082	5,780	58
	白山市		109,987	40,201	19,150	228
	能美市		48,942	17,983	9,032	83
	野々市市		55,669	25,270	9,477	154
	能美郡	川北町	6,332	1,916	1,446	4
	河北郡	津幡町	36,839	12,948	6,601	84
		内灘町	26,796	10,641	4,454	40
	管外					24
	計		490,924	185,611	82,719	999

(2) 県内児童福祉施設の設置状況(平成30年3月31日現在)

施設種別	施設数
乳児院	2
児童養護施設	8
児童自立支援施設	1
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	7
指定医療機関 (筋ジストロフィー)	1
指定医療機関 (重症心身障害)	3

5 相談の状況(平成29年度)

(1) 相談受付状況

平成29年度中に受け付けた相談総件数は、999件である。

相談種別では、養護相談が433件(43.4%)を占め、心身障害相談が426件(42.6%)、育成相談が87件(8.7%)と続き、非行相談が53件(5.3%)となっている。

心身障害相談は、知的障害にかかる療育手帳の判定、障害児施設の契約制度にかかる受給者証の交付が大部分を占めている。

(単位：件)

区分	相談種別	養護	保健	心身障害相談					非行相談		育成相談				その他	計	
				肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性			しつけ
件数		433	0	10	14	0	7	378	17	29	24	55	22	0	5	5	999
構成比(%)		43.4	0	1.0	1.4	0	0.7	37.8	1.7	2.9	2.4	5.5	2.2	0	0.5	0.5	100.0

(2) 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	経路	県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設 指定医療機関	保育所	児童家庭支援センター	認定こども園	警察署	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員(仲介含む)	家族・親戚	近隣知人	児童本人	その他	計
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他									幼稚園	学校	教育委員会等							
件数		63	1	2	6	330	0	6	45	24	1	2	183	3	2	10	0	31	31	4	0	167	40	3	25	999	
構成比(%)		8.3	0.1	0.2	0.6	33.1	0	0.6	4.5	2.4	0.1	0.2	18.3	0.3	0.2	1.0	0	3.1	3.1	0.4	0	16.7	4.0	0.3	2.5	100.0	

(3) 相談処理状況

助言指導が38.0%、通所指導が49.2%、児童福祉施設等への措置(委託)が3.8%となっている。

(単位：件)

区分	処理区分	助言指導	通所指導	他機関紹介	児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致	児童福祉施設	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設への利用契約	その他	計
件数		357	433	16	23	1	0	35	0	9	2	10	60	946
構成比(%)		37.7	45.8	1.7	2.4	0.1	0	3.7	0	1.0	0.2	1.1	6.3	100.0

(注) 件数には前年度未処理のケース分を含む。

(4) 養護相談処理状況

養護相談のうち6.8%が児童福祉施設等への措置となっている。虐待に関する相談件数については、全国的に増加しており、当所においては、虐待処理件数は370件としているものの横ばい傾向にあると言える。

虐待処理ケース件数の年度別・虐待内容別内訳（平成29年度）（単位:件）

虐待区分 年 度	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
平成25年度	98	64	5	100	267
26年度	113	74	7	135	329
27年度	111	76	6	123	316
28年度	122	67	7	158	354
29年度	114	79	6	171	370

(5) 判定の実施状況

① 医学判定

嘱託医は、療育手帳や特別児童扶養手当のための医学的診断及び一時保護児童や施設に措置する児童の医学的診断を行うとともに、医学的見地から児童福祉司や児童心理司にスーパーバイズしている。また、児童本人や保護者に対して専門的な見地から助言指導を行っている。

② 心理判定

心理判定は、児童心理司が心理検査や面接・行動観察などによって児童の心理や知的能力等を判定するもので、その処遇の決定や相談・援助を進める上で重要なものである。

判定について相談種別で見ると、障害関係が多くを占めているが、これは療育手帳や特別児童扶養手当等に関する判定件数が多いことによる。

判定の実施状況（平成29年度）（単位:件）

判定項目 相談種別		判 定 方 法							
		医 学 判 定			心 理 判 定				
		小 児 科	精 神 科	そ の 他	知能検査	発達検査	人格検査	面接観察	
相 談 種 別	養 護	45	1	53	39	10	8	304	
	障 害	94	131		207	60		321	
	非 行	10	1	12	17		5	143	
	育 成	不 登 校				1			2
		性 格 行 動	2	1	1	5		2	7
		そ の 他				1			
そ の 他							6		
計		151	134	66	270	70	15	783	

(6) 出張判定の実施状況（平成29年度）

児童相談所では、管内全ての児童等に対して、地域に密着した相談・援助活動を行うため、精神科医・児童心理司・児童福祉司がチームを組んで、来所が困難な場合などに出張判定を行っている。

出張判定の実施状況

実施市町	実施回数	相談延件数	相談内容内訳
小松市	12回	22件	療育手帳判定・特別児童扶養手当の診断

(7) メンタルフレンド派遣事業・聴能訓練事業

① 不登校児に対するメンタルフレンド派遣事業

不登校で家に引きこもりがちな児童や、人とのかかわりがうまくできない児童に対して、兄姉に相当する年代の者(大学生等)を心の友(メンタルフレンド)として派遣し、話し相手になったり、スポーツや遊びの相手になったりすることで、児童の心の成長を図ろうとするものである。

本事業の実施により、登校を再開したり、当所や他の相談機関に通うようになったりなどの効果が見られている。

メンタルフレンド派遣事業実績（平成29年度）

内 訳 年 度	対 象 児童数	メンタルフレンド			
		登録者数	派遣者数	延べ派遣回数	児童1人 当り平均 派遣回数
平成25年度	1人	39人	1人	33回	33回
26年度	1人	38人	1人	16回	16回
27年度	1人	39人	1人	22回	22回
28年度	2人	31人	2人	42回	21回
29年度	4人	53人	4人	55回	14回

② 難聴幼児に対する聴能訓練

難聴幼児とその保護者を対象として、言語聴覚士により、週一回通年で集団指導形式により、児童には聴能訓練を、保護者には家庭での訓練方法を指導している。

聴能訓練事業実績（平成29年度）

内 訳	対象実人員	実施回数	参加延人員
実 績	13組	44回	420組

(8) 一時保護業務の実績

児童福祉法第12条の4により、当児童相談所に一時保護所が設置されている。

一時保護は、児童福祉法第33条及び、児童虐待防止法第11条第4項の規定に基づき、緊急保護、行動観察及び短期治療を目的として実施されている。

一時保護を必要とする児童のうち、乳児は乳児院に一時保護委託するとともに、児童の状況により、他の児童福祉施設や里親等に委託する場合もある。

① 保護概況（平成29年度）

一時保護所の入所実人員は昨年度より増加し、一時保護の年間保護延べ人数は減少した。

平成29年度一時保護所での一人平均保護日数は、前年比減となっている。

区分	一時保護所				一時保護委託				一時保護延べ人数総計
	入所実人員	退所実人員	1人平均保護日数	保護延べ人数	委託実人員		1人平均保護日数	保護延べ人数	
					児童福祉施設	その他			
28年度	67(3)人	68人	30.7日	2,059人	15人	1人	32.3日	516人	2,575人
29年度	80(2)人	78人	25.4日	2,028人	12人	一人	21.8日	261人	2,289人

注1：()内は前年度からの繰越分で外数。